

特 記 仕 様 書

委 託 名 : ウォーターPPP 実施方針策定及び事業者選定等支援業務

場 所 : 西宮市 六湛寺町 外 所属

履 行 期 間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

第1条 適用範圍

この特記仕様書は、西宮市上下水道局（以下「甲」）が発注する「ウォーターPPP 実施方針策定及び事業者選定等支援業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の受託者（以下、「乙」）は、契約書・共通仕様書及び特記仕様書に則り業務を遂行するものとする。

第2条 適用すべき諸基準

設計図書に定めのない事項は、土木設計業務等委託必携（兵庫県土木部）のうち「委託業務関係共通仕様書（最新版）」に従うものとする。この場合において、「兵庫県」を「西宮市上下水道局」と読み替えるものとする。なお、内容が重複する場合はこの特記仕様書の記載事項を優先し、両仕様書に記載のない事項は協議の上、決定するものとする。

第3条 業務目的

本業務は西宮市の「ウォーターPPP 導入可能性調査業務」の結果を踏まえ、官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式〔レベル 3.5〕）の導入を目指すため、業務の範囲やサービスの水準等を明確化した西宮市ウォーターPPP の実施方針を作成するとともに、事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

第4条 業務の対象

- 対象範囲
 - (1) 西宮処理区 合流 1240ha 分流 1914ha
 - (2) 武庫川上流処理区 分流 650ha
 - (3) 武庫川下流処理区 分流 1320ha
 - 対象施設
 - (1) 下水道管路施設 総延長 1,505km
(うち、合流管 320km、汚水管 857km、雨水管 328km)
- ※処理場・ポンプ場・マンホールポンプは対象施設から除く

第5条 業務内容

- ## (1) 官民連携事業スキームの詳細検討

- ### 1) 要求水準の設定

要求水準の作成にあたり、技術基準の適用とその位置づけを明確にすること。施設別要求水準を確認方法と共に整理すること。性能発注・仕様発注について、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（国土交通省）のうち、「レベル3.5の要件②性能発注」に従うものとする。

- ## 2) リスク分担の検討

リスクの要因となるリスク項目を抽出し、リスク分担の具体的内容及び官民での分担方法についてリスク分担表に整理すること。

3) プロフィットシェアの検討

受託者に付与するインセンティブの在り方を検討し、導入するプロフィットシェアの仕組みについて整理すること。

4) モニタリング方法の検討

履行期間中、業務の契約内容を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に充足することを確認・評価するためのモニタリング手法や体制を検討すること。

5) 事業スキームの構築

多面的な観点（前提条件、事業性、事業費、人的資源等）から事業特性を評価し、ウォーターPPP の導入目的を満たすことができる事業スキームを構築すること。必要に応じて民間事業者からの質問及び意見を取りまとめ、その意見を踏まえて事業スキームの内容を決定すること。

（２）説明資料の作成

1) 事業の全体スケジュールの作成

ウォーターPPP の導入に向けて必要となる公募準備、公募・入札、事業開始時期、事業期間等を設定し、事業の全体スケジュールを作成すること。

2) 財政効果算出資料の作成

ウォーターPPP の導入に係る概算事業費を算出すること。また、従来発注方法による費用（PSC）とウォーターPPP の事業期間における費用（LCC）の差または比による比較により VFM を算出し、効果を定量的に確認すること。なお、定量化することが難しい、地元企業の活性化、住民サービスや安全・安心の向上等の付加的な効果についてもできるだけ定量化を試行し、可能な範囲で精度を確保するものとする。

3) 想定される効果の整理

ウォーターPPP による効果について、定量的（事業費、人的資源等）及び定性的（事業安定性、地域経済効果等）な観点で整理すること。

（３）実施方針策定

ウォーターPPP の導入検討結果に基づき、他都市における先行事例を調査した上、本事業の実施方針を定めるため以下の事項について作成する。必要に応じて民間事業者からの質問及び意見を取りまとめ、その意見を踏まえて実施方針を決定すること。

- ・募集要項（入札説明書）
- ・要求水準書
- ・事業者選定基準及び様式集
- ・契約書案
- ・その他関係書類

- (4) 募集書類への質問等に対する回答支援
公表した募集書類等に対する民間事業者の質問・意見を整理し、回答書を作成すること。
- (5) 契約締結に係る支援
選定された民間事業者と本事業の契約締結に向けて、契約書（案）についての最終的な疑義を調整し、西宮市上下水道局と民間事業者の契約締結に関する支援を行うこと。
- (6) 照査
業務を実施する上で業務の高い品質を確保することに努めるとともに、業務全般にわたり、照査を実施し、成果物に誤りがないよう努めること。業務計画書に照査の実施計画について記載すること。
- (7) 弁護士による契約書類審査
弁護士法に定める弁護士資格を有する者により、協定書や契約書等の内容及び協定・契約締結に係る優先交渉権者との協議内容について、法的観点からの精査を受けること。

第6条 設計協議

乙は、業務の方針、スケジュール、調査・検討内容、その他疑義事項について必要の都度、甲と打合せ協議を行う。また、協議を行う際には、有益な協議を行うために協議の1週間前までに甲へ協議資料を提出し、打合せ実施毎にその議事録を作成し、打合せの翌日までに甲へ提出し、確認を受けること。

設計協議は、初回打合せ、中間打合せ4回、最終打合せの全6回を予定する。

第7条 成果品

乙は、業務完了時に本業務にて検討した項目について、以下の表のとおり成果品を提出すること。提出形式は、紙ベース（ファイルにまとめたもの）および電子データ（CD-R等に保存しウイルスチェックを行ったもの）とし、提出部数は1部とする。

番号	提出物名	電子データ提出形式
1	業務概要書	Word または Excel 等、及び PDF 1 式
2	業務報告書（募集書類含む）	Word または Excel 等、及び PDF 1 式
3	図面データ	AutoCAD 及び PDF 1 式（必要な場合）
4	見積書	3 社以上（必要な場合）
5	打合せ議事録	Word または Excel 等、及び PDF 1 式
6	その他発注者が求める資料	
7	電子成果品	すべての成果品を CD-R 等にまとめたもの

第8条 参考図書

本業務は下記に掲げる最新版図書を参考にして実施するものとする。

- 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第2.0版（国土交通省）

第9条 配置技術者の資格要件

- 本業務における業務主任技術者（管理技術者）、業務責任者（照査技術者）および主な担当技術者（業務を実施する担当者）は、所属設計会社と入札指名通知日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、契約を締結するにあたり、その者の雇用関係等を確認するため、健康保険被保険者証等の提出を求めることとする。
- 主な担当技術者は次のいずれかの資格保有者であるものとし、契約後（業務着手までに）、速やかに甲へ届け出た（資格保有を証する書類を含む）のち了解を得た者とする。
 - 技術士（総合技術監理部門_上下水道又は上下水道部門_下水道もしくは総合技術監理部門_建設部門又は建設部門）
 - 1級土木施工管理技士
 - 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者
 - RCCM 又は RCCM と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
 - ※「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者のことをいう。
- 業務主任技術者（管理技術者）は、契約時点の手持ち業務（契約金額が500万円以上の業務に限る）が10件未満であること。手持ち業務件数を確認するためテクリスの写しを提出すること。

第10条 支払予定額

各年度における支払予定額は、概ね次の割合によるものとし、契約締結後、協議して定めるものとする。ただし、令和7年度の予算または令和8年度の予算以内とする。

令和7年度 業務委託料の25%

令和8年度 業務委託料の75%